

Title	オーストラリアの学部教育を中心とした法学課程とその変容 : 社会の変化はオーストラリアの大学の法学教育をどのように変えつつあるか
Author(s)	福井, 康太; 加納, 香; スティール, ステイシー
Citation	阪大法学. 2016, 66(3-4), p. 55-81
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79177
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

オーストラリアの学部教育を中心とした

法学課程とその変容

——社会の変化はオーストラリアの大学の法学教育を

どのように変えつつあるか——

福井 康 太

加納 香

ステイシー・ステイール

はじめに

オーストラリアでは、イギリスの伝統的な法曹養成を受け継ぎ、維持する形で、学部教育をベースにした法曹養成教育が行われてきた。⁽¹⁾ 各州によって若干の違いはあるものの、法曹志望者は、基本的に大学の法学部でJD(法学士)課程(最近では一部大学院でJD「法務博士」課程)を修了し、半年から一年の実務修習を受け、州最高裁による認証(Admission)を受けて法曹資格(Solicitorとしての資格)を得る。もともと、従来ながらの大学での法学教育は、法実務が対象とする分野の劇的な多様化と急速なグローバル化に対応できなくなってきたており、

現在進行形で大きな改革が進みつつある。本稿では、従来型のオーストラリアの学部教育を中心とする法学課程と実務修習とによる法曹養成を概観するとともに、それがどのような社会の変化を受けて、どのように変わろうとしているのか紹介し、さらに、そのような改革のわが国の法曹養成教育への示唆について述べる。

本稿の基本的な執筆は福井が行った。もつとも、オーストラリアの法曹養成制度改革は現在進行形で進んでおり、改革を的確にフォローするためにはオーストラリアの法曹資格を有する加納による補筆とステイールによる監修が不可欠であった。お二方の補筆・監修のおかげで本稿の実用的価値は大いに高まったものと理解される。ここに、心から感謝を申し上げる。

一 オーストラリアの法曹養成教育と法学部の役割⁽²⁾

オーストラリアは六つの州と二つの自治権を有する準州から成る連邦国家である。各州および準州は、それぞれ独自の法曹制度を有している。オーストラリアで法曹になるためには、まずいずれかの大学の法学課程で「JD」もしくは大学院で「JD」の学位を取得し、実際に働く州または準州で実務修習を受け、認証を受けて法曹資格を取得しなければならない。法曹資格を得るための要件は州・準州ごとに少しずつ異なっている。もつとも、長らく連邦レベルで法曹資格取得要件を均一化しようと試みられてきていることから、現在では各州・準州の法曹資格取得要件にはそれほど大きな違いはない。⁽⁴⁾ 本稿では、筆者に比較的になじみのあるヴィクトリア州の大学法学部における法学課程とその後の実務修習を中心に法曹養成教育について紹介するが、基本的にオーストラリアの大学法学課程および実務修習の一般構造を論じていると言って差し支えない。

一〇一 ヴィクトリア州における法曹資格取得要件

二〇一五年以降⁽⁵⁾、ヴィクトリア州における法曹資格取得の要件は、Legal Services Council⁽⁶⁾の定める *Legal Profession Uniform Admission Rules (Vic) 2015* によって規定されている⁽⁷⁾。この規則によれば、法曹資格を得るために、以下に述べる学業要件および実務要件を満たすことが必要である⁽⁸⁾。

一〇一 学業要件

ヴィクトリア州では、認定を受けた八つの大学のいずれかの法学課程⁽⁹⁾、*Legal Profession Uniform Admission Rules (Vic) 2015*の指定する必修二科目の単位を取得した上で、LLBもしくはJDの学位を取得することが、法曹資格取得のための学業要件である。必修二科目の内訳は以下の通りである⁽¹⁰⁾。

刑法および刑事訴訟法

不法行為法

契約法

物権法（動産および不動産）（トーレンス式権原登記制度を含む）

エクイティ（信託を含む）

行政法

連邦および州の憲法

民事訴訟法

証拠法

法曹倫理・職業的責任（基本的な信託勘定に関する責任を含む）

会社法

一見して分かるとおり、コモン・ローの基本的な考え方や理論、訴訟手続に関する科目のほか実務に直結する科目、法曹倫理に関わる科目が必修とされている。これらの科目には先端法科目や法理学や法制史などの基礎法学科目は含まれていない。筆者の知る限り、授業のやり方は教員ごとに異なっており、ソクラテック・メソッドで授業を進める者もいれば、講義方式で授業を進める者もいる。各科目とも多くの課題が出され、大量に文章を書くことが求められる。

一 ― 一 ― 二 実務要件

*Legal Profession Uniform Admission Rules (VIC) 2015*で求められる実務要件は、*Practical Legal Training*（以下「PLT」とする）を受けなければならない。PLTは、*Supervised Legal Training*（以下「SLT」とする）もしくは *Practical Legal Training Course*（以下「PLTコース」とする）のどちらかを受けることで満たされる。

従来、オーストラリアでは、学業要件を満たした上で、*Articles of Clerkship* と呼ばれる実務修習を一年から二年受けることで法曹資格を取得していた¹¹⁾。この制度は、法律事務所で指導資格のある弁護士の下に実務経験を積むというものである。もともと、事務所によって受入条件が区々であること、学生数の急増に指導資格のある

弁護士が足りなくなったこと、多くの事務所にとって Articled Clerk を受け入れることは負担であることなどから、大学や認定団体が実施する PLT コースがしだいに普及し、Articles of Clerkship という呼称も、ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州では、より一般的な SLT に改められるに至っているが、西オーストラリア州では、なお公式に Articles of Clerkship の呼称が残っている⁽¹²⁾。SLT とは、定められた期間、指導資格を有する経験豊かな指導弁護士の監督下で（たいていは法律事務所だが、指導弁護士さえいれば官公庁や企業法務部で行われることもある）働くことである。SLT はそれ自体雇用であり、事務所で給与を得て働くことになる。したがって、受入枠は事務所等の雇用需要によって決まることになる。PLT コースの普及により、SLT による実務修習は急速に少なくなってきた。また、事務所によっては、法学課程修了者を雇用し、PLT コースを事務所負担で受講させながら同時に経験を積ませるところもある。

PLT コースとは、法律関連分野で一定期間の職業体験を積むことを含む、実務教育のコースのことである。大学の他、認定団体が実施するものがあり、後者が急速に拡大している。PLT コースの教育内容は規則で定められているが、その実施方法は PLT コースプロバイダーごとに異なっている。ヴィクトリア州には三つの PLT コースプロバイダー⁽¹³⁾があるが、それぞれ異なるアプローチを採用している⁽¹⁴⁾。一般的に、PLT コースには、半年間の全日制コースに相当する教育と、法律事務所での一定期間の実務経験が含まれる⁽¹⁵⁾。

法曹になろうとする者は、学業要件を満たした上で、SLT もしくは PLT コースを修了したのち、働きたいと思う州もしくは準州の最高裁判所で認証を受ける。資格および性格適正などの審査を受けたうえで、法曹倫理に関する宣誓などをして、法曹として認証を受ける。一つの州で認証を受けた後、ほかの州で法曹として業務を行うことを希望する場合、再度その州で認証を受ける必要はない。ただ、法曹として業務を行う予定のある州から、営業免

許状 (Practicing Certificate) の発行を受ける必要がある。

一——三 一般法曹資格に加えてさらに法廷弁護士資格を取得するための要件

法廷弁護士 (Barrister) の資格取得制度について簡単に紹介しておく、法廷弁護士になるためには、通常、以上で説明した要件を満たして一般法曹 (Solicitor) 資格を取得してから、法廷弁護士試験 (Bar Entrance Exam)⁽¹⁶⁾ を受け、さらに要件を満たすための課程をさらに修めることが必要である。法廷弁護士資格にも実務要件と学業要件があり、この要件を満たすために、八週間の Readers' Course を受講し、法廷弁護士として一〇年以上経験のある弁護士のもとで、Reader と呼ばれる九ヶ月間 (州により期間は多少異なる) の研修を受けなければならない⁽¹⁷⁾。

一——四 法曹認証を受けた州以外で就業する際の要件

オーストラリア内で法曹認証を一度受けた場合、他州で新たに法曹認証を受ける必要はない。基本的に、就業する予定である州から営業免許状を得ることで、就業可能となる。

オーストラリア内で法曹認証を受け、ある州から営業免許状を既に得ている場合、他州で法曹として一時的に就業するだけであれば、新たに営業免許状を得る必要はない⁽¹⁸⁾。ただし、就業する州への通知が必要な場合がいくつかあるが、その内容は州によって多少違いがある。通知が必要となる場合の例としては、信託金を扱うことがある場合、営業事務所はその州の営業免許状を持った弁護士がいいる場合、営業事務所の代表者がその州の営業免許状を持っていない場合、新しくその州に事務所を設立する場合などがある⁽¹⁹⁾。

営業免許状の発行された州以外の州で主に就業する事になる場合は、所有の営業免許状を放棄し、新しく移動先の州から営業免許状を得る必要がある。

一―一―五 外国法曹資格をもとにオーストラリアにて法曹認証を受ける際の要件

海外で法曹資格をすでに有している外国法曹もまた、一定の要件を満たせば、オーストラリアで法曹としての認証を受けることができる。外国法曹がオーストラリア内で法曹認証を受けるためには、一般に、オーストラリアの三年以上のフルタイムの大学法学課程に相当する法学課程を原資格国で修了すること、オーストラリアの法曹養成学業要件の必修科目に相当する科目の単位を取得すること、オーストラリアの法曹に求められる法的スキルと各法分野での実務能力を獲得し、その能力を証明すること、一定の語学能力（IELTSのスコアで最低でも書き取り八・〇以上、会話七・五五以上、読解と聞き取り七・〇以上）を備えていることが必要であるとされる⁽²⁰⁾。外国法曹が原資格国でこれらの要件をすべて満たしている場合には、各州の資格認証委員会（Admission Board）に原資格国の大学法学課程の修了証、資格証明書、成績資料等を州の資格認証委員会に提出して審査を申請すれば、そのまま認証を受けることができることになるが、英国やカナダなど英連邦諸国の一部以外では、そのまま法曹資格の認証を受けることは困難である。認証を受けられない場合には、原則としてオーストラリア内の大学の法学課程ですべての必修科目を受講し、また実務修習を受けなければならない。もつとも、各州の資格認証委員会は、認証申請者の原資格国の経験がオーストラリアの実務経験に照らして相当であると認められる場合には、受講科目のいくつか、および実務修習について、免除することができる。したがって、外国法曹がオーストラリア内の法曹資格を取得しようとする場合には、原資格国の大学法学課程の修了証、資格証明書、成績資料等を州の資格認証委員会に提

出して審査を申請し、必修科目受講の免除と実務修習の免除を求めることになる。科目等免除が認められれば、例えば、申請者が米国・ニューヨーク州の法曹資格をもち、すでに数年の実務経験を有している場合には、オーストラリアの法曹資格必修科目に対応しない科目をオーストラリアの大学法学課程で受講し、あわせていくつかの法分野での実務修習を受けるだけで、オーストラリア内の各州で法曹資格の認証を受けることができる。英国やカナダなどの英連邦諸国で原法曹資格を取得している場合には、基本的に必修科目のほとんどが対応しており、また獲得すべき実務経験もほぼ重なることから、比較的容易に認証を受けることができる。これに対して、日本のように大陸法諸国で原法曹資格を取得している場合には、免除を受けることはより困難であるが、若干の負担軽減を得ることは可能である。なお、ニュージーランド法曹については、連邦の特別法でオーストラリア内の法曹が他州の認証を受けるのと同様の条件で認証を受けることができる。⁽²¹⁾ 認証の要件は各州の資格認証委員会が具体的に決めることになるが、その概要は全豪法曹協会 (Law Council of Australia) の法曹認証諮問委員会 (Law Admissions Consultative Committee) によって決められており、各州の認証要件はほとんど異ならない。⁽²²⁾

一―二 オーストラリアの法曹養成における法学部の役割

オーストラリアの大学法学課程は基本的に法曹養成に向けて作られており、学部 LLB 課程もしくは大学院の JD 課程における法学教育は、法曹になろうとする者が学業要件を満たすことができるように構成されている。法曹資格の学業要件である必修一一科目は実務に直結する基本的で最重要の科目である。大半の大学で、法学課程の中心は学部置かれており、LLB が法曹になるための学業条件とほぼ同視されている。したがって、法学部はいまなおオーストラリアの法曹養成の学業上の中核を担っていると言ってもよい。しかし、後述するが、近年では大学

院レベルのJD課程を導入する大学も増え、法曹認証を希望するすでに学士号を取得している学生、特に社会人学生の法学教育の選択幅を広げている。

基本的に、学業要件と実務要件を満たすことにより法曹認証を受けられるオーストラリアでは、法学課程に属する多くの学生にとって、法曹資格を得ることは直近の現実的な目標である。必ずしも法曹として活躍することを人生の目標としない場合、例えばその学生が将来起業を目指しているという場合でも、法学課程に在籍するからにはまず法曹資格を取得することを望んでいる。その意味で、オーストラリアの大学の法学課程がもつばら法曹養成に向けられているとしても、一応は学生のニーズに応えているということになる。

しかし他方、好むと好まざるとに拘わらず、少なくとも数の法学課程修了生が典型的な法曹とは異なるキャリアに進んでいる。二〇一三年のニューサウスウェールズ州のJLB課程およびJD課程修了者数は二五五五名⁽²³⁾であるが、それらの修了生が受けたと思われる二〇一四年の新規認証の人数は二二二一名であり、これは修了生数の八七・三%にしかならない⁽²⁴⁾。実務修習には特に関門となる試験があるわけではないので、離脱者のほとんどは自発的に離脱したものと考えられる。もともと、この人数にはヴィクトリア州など他州に移って新規認証を受けた者は含まれておらず、また逆に、他州の大学の法学課程を修了してニューサウスウェールズ州で新規認証を受けた者も含まれているので注意が必要である。また、法曹認証を得ても、政府や企業の組織内弁護士になる者も多い。他にも、長い学生生活を送った後、PLTコース受講を一年遅らせ海外に出たりする人も少なくない。二〇一三年にニューサウスウェールズ州で法曹認証を得た二七六三名のうち二三〇七名(八三%)が法律事務所⁽²⁵⁾に就職しているが、一九七名(七・一%)は政府機関に就職し、二五九名(九・四%)は民間企業に就職している。Government LawyerやCorporate In-house Lawyerは、日本とは異なり、比較的に一般的なキャリアパスである。

また、法曹になれば昔ながらの法実務を行うのかといえは、決してそうではない。多くの一般法曹が、個人クライアントを対象に、従来型の民事訴訟、債権回収、契約書作成・審査、倒産、不動産取引、雇用・労働、離婚、信託、遺言・相続、刑事弁護（私選弁護）などの業務を行って生計を立てる一方、大手事務所所属する法曹には、会社のガバナンスやファイナンス、投資・証券、不動産の流動化、M&A、企業再生、知的財産経営、環境法対応、独禁法対応、企業危機管理、消費者対策、中小企業法務、税務、運送法、資源エネルギー法、医事法などの分野で、専門特化した業務を行う者も増えている。⁽²⁶⁾従来型の業務であっても、労働法分野、家族法分野などグローバル化によって業務内容が様変わりした分野もある。⁽²⁷⁾要するに、大学の法学課程で提供される必修一科目とその関連科目をこなしていれば、法曹としてやっていけるというわけではなく、法曹認証後も更に必修科目とその関連科目でカバーされる以外の分野の勉強や、常に変化に沿って最新情報を得る必要があるのである。

以上からすると、オーストラリアの大学の法学部でも、法曹養成に焦点を当てているとはいえ、必修一科目とその関連科目という狭い意味での法学基礎科目を丁寧に入れておればよいことにはならず、多様化した先端分野に関わる科目や経営学や経済学、税務会計学、環境科学や医学にまで及ぶ隣接科目にも対応することが求められるということになる。もはや、必修一科目とその関連科目を提供するだけでは、法学課程に所属する学生のニーズに十分に応えることにはならない。

二 オーストラリアの法学教育の課題と改革

オーストラリアは日本と比べ人口の割に法曹人口が多いことから、法曹間での競争は熾烈であり、新しい分野に進もうとする学生は多い。⁽²⁸⁾この傾向は法曹に対する役割期待の変化によって強まる一方である。また、大学にお

る法学教育は、大学全体の置かれている状況の変化からも影響を受けている。それゆえ、オーストラリアの大学は、社会の変化に対応するべく法学教育について様々な取り組みを行い、さらに新たな改革を行おうとしている。

本節では、大学を取り巻く状況の変化、そして、法学課程の学生のニーズの多様化をもたらししている法曹への役割期待の変化について論ずることで、オーストラリアの法学教育の課題を明らかにするとともに、今後の改革の方向について紹介する。

二一ー オーストラリアの法学教育の課題

二一ー一 大学を取り巻く状況の変化

日本と同様、オーストラリアでも、大学を取り巻く状況は大きく変わりつつある。⁽²⁹⁾ まず、海外から多くの留学生がオーストラリアに来て学ぶことから、特定の文化的バックグラウンドを前提とした教育を行うことが困難になるなど、教育上の難易度が高まっている。国策として文化多元主義を採用するオーストラリアだが、⁽³⁰⁾ 留学生の受入に对应するためのコストは決して小さくはない。それにも拘わらず、ますます多くの留学生がオーストラリアの大学で学ぶに至っており、これによってオーストラリアの大学キャンパスの様相はかなり様変わりしている。比較的高額の授業料を払ってくれる留学生、特にアジア系の留学生の受入には大学も熱心で、オーストラリアの大学キャンパスではどこでもアジア系の留学生を数多く見かけるようになっていいる。メルボルン大学ロースクールでは、⁽³¹⁾ 課程および修士・博士課程合計で、現在二三八〇人の学生が受講しているが、そのうち留学生の数は二一五人と、ほぼ一〇%を占めている。

オーストラリアは英語圏に属するので、大学の研究教育の成果は直接グローバルに評価されることになる。い

れの大学⁽³²⁾ Times Higher Education Rankings や QS World University Rankings ⁽³³⁾ などによる大学ランキングに高い関心を示している。

日本と同様、大学にビジネスニーズとイノベーションを求める経済界の熱い視線もある。⁽³⁴⁾ 新しい資源開発や素材開発、コスト低減に繋がる環境開発、革新的科学技術に関わるビジネスニーズはオーストラリアでも大きい。そして、法学にはイノベーションを支援する枠組みづくりという役割が期待される。これらの先端分野では、複数領域間での学術的コラボレーションが強く求められる。大学は、このような社会的要請に応え、社会に対して存在意義をアピールしなければならぬ。オーストラリアの大学も戦略的プランを設け、重点分野に集中的に資金を投下し、戦略的に研究開発を行おうとしている。⁽³⁵⁾ 以上の傾向は、当然、法学教育にも影響してくる。

二―一―二 法曹に対する役割期待の変化

法曹に対する役割期待の変化もまた、法学教育に対する改革圧力となりはじめている。法曹養成課程の必修一科目を見れば分かる通り、オーストラリアの法学教育も訴訟手続を中心に行われてきた。日本に比べれば、オーストラリアは訴訟大国であり、そのための法曹に対するニーズは低くはない。⁽³⁶⁾ もともと、英国の伝統を引き継ぎ、法廷で訴訟を担当するのは法廷弁護士 (Barrister) であり、一般法曹 (Solicitor) は元々どちらかという予防法務志向であった。いずれにしても、従来は、法曹に期待されてきたのは、訴訟対応ないし紛争への対処が主であって、様々な法的リスクを事前に防止することや、法制度をクライアントに有利に、戦略的に用いることのアドバイスやコンサルティングではなかった。

しかし、社会の法曹に対する役割期待は一九八〇年代頃を境として大きく変わってきた。日本とは若干事情を異

にするが、一九七〇年代頃から盛んになった消費者訴訟、製造物責任訴訟、環境訴訟は企業の紛争リスク回避に対するニーズを高めることになった。また、国際的競争規制の強化のありを受けて、投資先や提携先の競争法に関する予防法務、戦略法務のニーズが大きくなった。グローバルな投資マーケットから資金を調達するために、プロジェクトファイナンスのスキーム構築などを行う法務と財務の両方に通じたプロフェッショナルが求められるようになった。さらには、グローバルな取引活動のなかで避けられない企業危機管理なども求められるようになった。

紛争解決も仲裁や調停、交渉など、裁判によらない紛争解決（ADR）が増えてきている。このようにして、大手法律事務所と企業法務部を中心に、会社のガバナンスやファイナンス、投資・証券、不動産の流動化、M&A、企業再生、知的財産経営、環境法対応、独禁法対応、企業危機管理、消費者対策、中小企業法務、税務、運送法、資源エネルギー法などを専門にする法曹が多数出現するに至っているのである。³⁷⁾

二―一―三 法学教育の課題

以上から、オーストラリアの法学教育の課題は、法曹に求められる、必修一科目とその関連科目を中心とする法学基礎教育を大きく改編する形で、大学を取り巻く状況の変化に対応し、かつ、法曹に対する役割期待の変化にも応えていくことだということになる。

グローバル化による学生の多様化に対しては、グローバル法務を志向する科目を増やし、多様な学生のニーズ、とりわけ留学生のニーズに添えていくということになる。例えば、メルボルン大学では、選択科目として、Global Lawyer' Cross-Border Litigation' Deals in Asia Pacific' Economic and Business Law in Asia' World Trade Organisation Law' European Civil Law 等の科目を提供し、グローバル化に適応した選択範囲を広げている。³⁸⁾

のような科目を設け、必修一科目と体系的に組み合わせることは、留学生ではない地元出身学生にも変化をもたらす。地元出身学生もまたグローバルな視点で問題に取り組むようになり、また文化的に多元化した地域社会の法的問題に対応する能力を高めることになる。

グローバルな研究教育評価と戦略的な研究開発との融合ニーズに対しては、経済界の視点を重視した学際的先端科目を設けて対応することが求められる。法学課程の低学年次では必修一科目とその関連科目を中心とした法学基礎教育に力を入れることは不可欠であるが、高学年になると学生の関心も分かれてくるので、それに合わせて知的財産法や国際環境法、資源エネルギー法、医事法など先端的ニーズにあつた科目群を用意する。さらに、学際的課題に対応できる人材を育成するために、他分野の専門的バックグラウンドをもつ学生を少しでも多く法曹養成に取り込む工夫を施すことも、重要な課題となる。

法曹に対する役割期待の変化への対応としては、この変化が実務と密着していることから、インターンシップやリーガルクリニックでの実習科目の充実化といった対応が求められる。オーストラリアの法学課程の学生は、それが就職に直結するということもあり、法律事務所や企業、政府機関、国際機関、コミュニティリーガルサービスセンターなどでのインターンシップに熱心に参加する。インターン先の開拓にはコストがかかるが、いまやそれも不可避のコストであると考えられるようになってきている。さらに、学生のインターンシップ参加のインセンティブを与えるため、インターンシップの単位化のための取り組みも行われている。⁽³⁹⁾ インターン先での学生の活動は様々であり、また、これを評価する現場の指導者の評価基準も多様である。インターンの評価基準をどのようにするかも大きな課題である。⁽⁴⁰⁾ オーストラリア国立大学では、インターンシップを科目として単位評価をするために、⁽⁴¹⁾ 論文提出を義務付けている。実習科目の充実化については、多くの大学が大学附設のリーガルクリニックを設け、

それを科目教育とリンクさせている。⁽⁴²⁾ デイバートや交渉、模擬裁判などのコンペティションが頻繁に行われ、その単位化が図られている。⁽⁴³⁾ 学生は他の学生、他大学の学生との競争という環境のもとで課題に取り組み、そこでの評価が就職活動でもアピールできるということで、コンペティションへの参加率は高い。⁽⁴⁴⁾

以上のようなことがオーストラリアの法学教育の現在の課題であり、すでに科目構成やプログラム設計のレベルでの対応はかなり進んでいる。もつとも、大学を取り巻く状況の変化は留まるところを知らず、法曹への役割期待もさらに変わりつつある。法学教育にも、さらなる変革が求められているということである。オーストラリアの法学教育はこれからどこに向かっていくのだろうか。

二―二 改革の行方

二―二―一 複数専攻の推奨

多様な専門的バックグラウンドを持つ学生を法学課程に取り込むために比較的に以前から行われてきたのは複数専攻 (Double Degree) の推奨である。⁽⁴⁵⁾ 複数専攻は、同じ大学の二つの専門課程に同時に登録し、二つの学位をとることである。日本語学と法学、経済学と法学、自然科学と法学など、学生の関心に合わせて複数の専門課程に登録することを認める制度である。複数専攻制度は比較的に古くからあるが、これを導入する大学は一九八〇年代後半から増え始め、現在ではオーストラリアのほとんどの大学で一般化している。単一の専門課程は修了に通常四年かかるが、複数専攻を選択すると、修了にさらに一年間から二年間追加となる。法学部との複数専攻は、基本的に修了に最短五年間かかるが、意欲的な学生が複数専攻の登録をするのは一般的である。⁽⁴⁶⁾

複数専攻の学生が増えることで、法学課程には大きなメリットがもたらされている。多文化・多言語に対応する

能力のある学生、科学分野に通じた学生、政策科学や経営学に通じた学生を法学課程に取り込み、グローバル化や科学技術化に対応できる、また法曹に対する役割期待の変化にも適応できる、ハイレベルの法曹の養成が可能となるからである。いずれの大学の法学課程でも、今後はますます多くの複数専攻の学生が求められることになるであろう。

二―二―二 JD 課程の導入

オーストラリアでは、JD（法務博士）課程を導入する大学が増えている。JD 課程は、複数専攻と異なり、既に学士号を取得している学生を大学院に受け入れ、法曹養成を行う課程である。学生は、それぞれ経済学、人文科学、自然科学、日本語学などで学士号を取得しているため、それぞれの分野に精通した、高度な専門性に対応することができる法曹の養成が可能となる。また、ハイスクールを卒業したばかりの学部生と違い、すでに学士を取得している学生、特に一度社会人経験をしている学生の多くは、法曹認証後の専門分野を視野に入れていることが多いため、希望に応じた選択科目に重点を置いて受講することが出来るというメリットがある。

二―二―三 学際型法学プログラムの登場

学際型法学プログラムもまた、法学に対する社会的ニーズ、特にイノベーションを支援する枠組としての法学へのニーズに応える上で重要であり、実際に、そのようなプログラムも増えてきている。例えば、医事法などの領域では、そもそも医学と法学の両方について十分なりテラシーを備えた人材の育成が必要不可欠である。このような観点から、メルボルン大学ロースクールでは、Master of Health and Medical Law の課程を設け、修士課程の学生

と医学・保健学専攻の学生を対象として、専門家養成のプログラムを提供している。⁽⁴⁷⁾JD課程の学生も、選択科目として Master of Health and Medical Law の科目から一科目を取得することができる。

法曹養成とは異なるが、いくつかの大学では、ビジネスエリートへの養成のために経営学と法学のコースを組み合わせ提供するプログラムが導入されている。投資や海外拠点形成を行う専門人材もまた法学と合わせて経営学やファイナンス理論、税務会計など法曹とは異なるバックグラウンドを持つことが期待されるからである。例えば、モナシユ大学ビジネススクールには Business Law and Taxation の専攻プログラムが設けられており、契約法、取引実務、労働法、消費者法などの科目が体系的に提供されている。⁽⁴⁸⁾このような専攻の学生がJD課程のロースクールに入って法曹となることも多い。

二―二―四 メルボルン大学モデル

メルボルン大学は、二〇〇八年に大学院コースに重点化した、全学的な新しい大学モデルを創設した。日本の大学院重点化と同様に、教員組織を基本的に大学院に置き、教育課程も大学院での研究に重きを置いた構成へと、大幅な組み替えが行われている。世界各国の大学の学部課程で優秀な成績を上げた学生を集めて、高度な研究教育を行うというのが改革の基本理念である。メルボルン大学は、法学課程に関してはオーストラリア初の大学として、大学院に特化した三年制のJD課程を一九九九年に設置しているが、従来の四年制の法学部学生受入を二〇〇八年に廃止し（最後のLLBの学生は二〇一二年に卒業した）、これと同時に、教育組織を現行のJDロースクールに改組した。メルボルン大学で法律を学びたいと思う学生は、他学部ないし他大学で学士号を取得したうえで、ロースクールのJD課程に進学し、原則三年間の修学を経てJDの学位を取得する。⁽⁵⁰⁾JDロースクールの学生は、既に何ら

かの学士号を取得しているため、必然に学際的であり、また高度の専門性を備え、グローバル化に対応することができることになる。

メルボルン大学ロースクールはアジアを中心とする諸外国の国際法曹を養成することに主眼を置いている。実際、アジアのコモン・ロー圏、とりわけシンガポールや香港の多くの学生がメルボルン大学ロースクールに入学しており、同校はグローバル志向をますます強めている。

メルボルン大学モデルは徐々に拡がってきており、西オーストラリア大学もまた法学部を廃止して「JD課程に特化した法学教育を行うに至っている」⁽⁵¹⁾。

結びに代えて——日本の法学教育への示唆

ここまで、ヴィクトリア州の法曹養成制度を基本として、オーストラリアの大学での法学教育と法曹養成のあり方を紹介し、さらに、大学を取り巻く状況の変化と法曹に対する役割期待の変化がどのように法学教育に影響を及ぼしているか、その際に応えるべき課題は何か、オーストラリアの法学教育はこれからどこに向かっていくのかについて紹介した。以下では、オーストラリアの法学教育改革から得られる日本の法学教育への示唆について述べて結びに代えたい。

日本の大学の法学教育も大学を取り巻く状況の変化、とりわけ少子化に伴う学生数の減少とグローバル化、そしてより実用志向の教育を求める圧力に晒されてきている。日本では、「弁護士は訴訟をするもの」というイメージが強く、法曹に対する役割期待の変化は必ずしも大きいとは言えないが、最近急増している組織内弁護士⁽⁵²⁾に対する役割期待は、予防法務、戦略法務、危機管理へと大きくシフトしてきている。さらに、弁護士にならなくても企業

法務員となる法学部卒業生、法科大学院修了生は多い。したがって、オーストラリアの大学における法学教育改革、特に実務志向の先端科目やインターンシップ科目開発からは学ぶところが大きいはずである。

他方、日本の大学の法学教育にとりわけ欠けていると思われるのは、グローバル化への対応である。学部レベルではグローバル法務を志向した科目群が見られるようになってきているが、現在のところ、法科大学院でグローバル化対応のプログラムは「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の一環としてごく一部の学生を対象に実施されているに過ぎない。⁽⁵³⁾ 学部教育のレベルでは、交換留学など様々な取り組みが行われ、海外からの受入学生もそれなりの人数となっているが、オーストラリアの大学とは一桁ほど受入割合が違うようである。⁽⁵⁴⁾ 海外学生の受入プログラムや国際法務志向の科目設定については、オーストラリアから学ぶところは多いと理解される。

オーストラリアの大学法学課程におけるインターンシップやクリニク教育、演習科目の力の入れ方にも学ぶところが多い。実際、オーストラリアの大学では、半数近くの学生がインターンシップに参加し、またリーガルクリニックのプログラムに参加し、ディベートなどのコンペティションに参加していると聞く。これを支えるには、受け入れ先企業やスポンサーとの協力関係構築など、大変な努力が必要となる。多くの大学は全学的な取り組みとして、あるいは複数大学でコンソーシアムを作って、これに対処しているようである。日本の大学でも、上智大学を中心として行われている大学対抗交渉コンペティションなど、いくつかの注目すべき取り組みが行われているが、まだまだ学生のごく一部しか参加していない。⁽⁵⁵⁾

日本でも、学際融合教育については、医事法や知的財産法などを中心に注目すべき取り組みが行われている。しかし、それでも、経済界が求める学際融合教育のニーズに応えるだけの教育はなお不十分であると言わなければならない。

日本とオーストラリアの法学教育、法曹養成教育は置かれている状況が大きく異なり、また法曹に期待される役割も必ずしも同じではない。法学部・法科大学院に期待される社会的役割も異なっている。とはいえ、いずれの法学教育も同じ時代のグローバル環境に置かれているのである。相互に学び合う点が多い。日本の法学教育もまたオーストラリアの法学教育改革の試みから真摯に学ぶべきであると考ええる。

- (1) オーストラリアには、イギリスと同様、一般的な法曹資格としての Solicitor の資格と、法廷弁護士としての Barrister の資格がある。法曹資格取得要件について詳しくは後述する。
- (2) 二〇〇七年以前のオーストラリアの法曹養成教育に関しては、ステイシー・ステイール著／福井康太監訳「メルボルン大学法学部卒業生の職業選択と法曹資格取得に関する規則―転職および職業選択における決定要因―」(阪大法学五七巻三号、二〇〇七年九月、四七三―五一五頁)を参照。本稿は、その後一〇年間に起こったオーストラリア法曹養成教育の重要な変化・展開について紹介するものである。
- (3) オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia) は、元々イギリスの植民地であり、当初は英国法がそのまま適用されてきた。オーストラリア連邦の成立は *Commonwealth of Australia Constitution* 制定による。*Commonwealth of Australia Constitution Act* は、一九〇〇年に英国法として制定された法律である。同法草案は一八九八年から一九〇〇年にかけてオーストラリア各植民地で批准され、一九〇〇年七月の英国議会による制定後、一九〇一年一月に発効し、これによってオーストラリア連邦が成立することとなる。もともと、その後もオーストラリア連邦は法的には英国植民地に留まり、英国議会の立法の影響を受け続け、この状況はオーストラリア連邦がウェストミンスター憲章 (*Statute of Westminster 1931*) を批准する一九四二年まで継続することになる。その後もオーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) の英国 Judicial Committee of the Privy Council への上訴制度が残り続けるが、これも *Australia Act 1986* によって廃止され、この段階で英国議会の影響は大方払拭されることになる。現在でも、英国最高裁の判例は、拘束力はないが説得力はあるとされる。もともと、なお現在でも英国王がオーストラリア連邦の元首であり、いまだに英国法の影響は絶大である。
- (4) ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州では、*Legal Profession Uniform Law* (同法は、ヴィクトリア州では、

- Legal Profession Uniform Law Application Act (Vic) 2014* に Schedule 1 に組み込まれている。ニューサウスウェールズ州及び *Legal Profession Uniform Law Application Act (NSW) 2014* の第四条で、ヴィクトリア州の *Legal Profession Uniform Law Application Act (Vic) 2014* の Schedule 1 の適用が規定されている。により法曹資格取得要件が統一されている。 See the *Legal Profession Uniform Law (NSW) 2015* : <http://www.legislation.nsw.gov.au/main/top/view/inforce/act+16a+2014+cd+0+N> (last access on July 20, 2016). Also see the *Legal Profession Uniform Law (Vic) 2014* : [http://www.legislation.vic.gov.au/dominio/Web_Notes/LDMS/LTOBject_Store/tobist9nslf/DDE300B84f6EED9C7CA257616000A3571/E737D364AFDF26E5CA257E2F00139C2B/\\$FILE/14-17aa003%20authorised.pdf](http://www.legislation.vic.gov.au/dominio/Web_Notes/LDMS/LTOBject_Store/tobist9nslf/DDE300B84f6EED9C7CA257616000A3571/E737D364AFDF26E5CA257E2F00139C2B/$FILE/14-17aa003%20authorised.pdf) (last access on July 20, 2016).
- (5) 二〇一五年以前は、ヴィクトリア州の法曹資格取得要件に関する *Legal Profession (Admission) Rules (Vic) 2008* が規律していた。
- (6) Legal Service Council はオーストラリアの法曹制度の統一を図る委員会であり、現在のところニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州の二州のみこれに加盟している。 Legal Service Council : <http://www.legalservicescouncil.org.au/Pages/about-us/about-us.aspx> (last access on February 6, 2016).
- (7) *Legal Profession Uniform Law* の第四一九条は、Legal Service Council に Uniform Rule の制定を許可している。 *Legal Profession Uniform Admission Rules (VIC) 2015* : [http://www.legislation.vic.gov.au/dominio/Web_Notes/LDMS/LTOBject_Store/tobist9nslf/DDE300B84f6EED9C7CA257616000A3571/E737D364AFDF26E5CA257E2F00139C2B/\\$FILE/14-17aa003%20authorised.pdf](http://www.legislation.vic.gov.au/dominio/Web_Notes/LDMS/LTOBject_Store/tobist9nslf/DDE300B84f6EED9C7CA257616000A3571/E737D364AFDF26E5CA257E2F00139C2B/$FILE/14-17aa003%20authorised.pdf) (last access on March 11, 2016).
- (8) この他にも、例えば「人物に関する宣誓書」の提出が求められる。 See, the *Legal Profession Uniform Admission Rules (VIC) 2015*, op. cit. (註7), Part 3, Rule 16.
- (9) ヴィクトリア州の Victorian Legal Admission Board に法学課程 (LLB 課程もしくは JD 課程) の提供の許可を受けているのは、メルボルン大学、モナシユ大学、ラトロップ大学、RMIT 大学、ヴィクトリア大学、ディーキン大学、オーストラリア・カトリック大学、スウィンバン工科大学の八大学である。LLB 課程は原則として四年制(既に他の学位を取得している場合は三年制)であり、ほとんどの大学の法学課程はLLB課程中心である。もっとも、同州トップ校のメルボルン大学は三年制のJD課程に特化した法学課程のみあり、LLB課程を廃止している。また、RMIT 大学もJD課程のみ有して

- 58° See, the webpage of Admission Requirements of the Victorian Legal Admissions Board : <http://www.lawadmission.vic.gov.au/home/admission+requirements/> (last access on February 7, 2016).
- (10) *Legal Profession Uniform Admission Rules (Vic) 2015*, op. cit. (註6), Schedule 1, Part 2, Academic areas of knowledge.
- (11) 前掲(註2) スティール・福井四七六―四七九頁を参照。
- (12) See, the webpage of articles of clerkship in the Legal Practice Board of Western Australia : <https://www.lpbwa.org.au/Becoming-A-Lawyer/Articles-of-Clerkship> (last access February 7, 2016).
- (13) 上記に言う二つのPLTプロバイダーとは、レオ・カッセン研修所、モナッシュ大学、そしてカレッジ・オブ・ローである。もともと、モナッシュ大学は現在PLTコースを実施していない。ウィクトリア州のPLTプロバイダーで研修を受けられながら法学課程修了生は、ニューサウスウェールズ州をはじめとする他州の研修機関でPLTを履修するようになる。See, the webpage of Admission Requirements of the Victorian Legal Admissions Board, op. cit. (註9)。
- (14) See, the webpage of PLT at the Law Institute of Victoria : <http://www.liv.asn.au/for-lawyers/careers-centre/admission-to-practice/practical-legal-training> (last access on February 7, 2016).
- (15) オーストラリア最大のPLTプロバイダーはカレッジ・オブ・ローである。ニューサウスウェールズ州では、二〇一三年にPLTコースを受講した二七〇五名のうち二六二一名がカレッジ・オブ・ローの課程を受講している。See, the webpage of Law Society of New South Wales, *Future Prospects of Law Graduates: Report and Recommendations* (PDF), Table 4 (p. 14) "Practical Legal Training Courses in NSW" : <http://www.lawsociety.com.au/cs/groups/public/documents/internecontent/980877.pdf> (last access February 7, 2016), College of Law : <http://www.collaw.edu.au/> (last access on February 7, 2016).
- (16) <https://www.vicbar.com.au/about-us/how-to-become-a-barrister/victorian-bar-entrance-exam> (last access on August 25, 2016).
- (17) ウィクトリア州の法廷弁護士資格取得について : <https://www.vicbar.com.au/about-us/how-to-become-a-barrister> (last access on February 7, 2016).

- (18) この点については、ニューサウスウェールズ州の取扱いは以下のウェブサイトを参照：<https://www.lawsociety.com.au/ForSolicitors/practisinglawinnsww/becomingasolicitor/admission/index.htm> (last access on August 25, 2016)。クィーンズランド州の取扱いは以下は以下のウェブサイトを参照：<http://www.liv.asn.au/For-Lawyers/Compliance/Steps-to-Qualified-Practice/Interstate-legal-practitioners> (last access on August 25, 2016)。
- (19) この点については、ニューサウスウェールズ州の取扱いは以下のウェブサイトを参照：<https://www.lawsociety.com.au/ForSolicitors/practisinglawinnsww/yourpractisingcertificate/interstatepractitioners/index.htm> (last access on August 25, 2016)。クィーンズランド州の取扱いは以下のウェブサイトを参照：http://sbc.vic.gov.au/?page_id=216 (last access on August 25, 2016)。
- (20) Law Admissions Consultative Committee, *Uniform Principles for Assessing Qualifications of Overseas Applicants for Admission to the Australian Legal Profession*, p.3. Available at: <http://assets.justice.vic.gov.au/councillegal/resources/4fa34316-4d6b-41f2-93a5-3bd1c4a83a1/uniform+principles+august+2015.pdf> (last access on May 18, 2016)。
- (21) *Trans-Tasman Mutual Recognition Act 1997 (Cth)*。
- (22) 例えば、クィーンズランド州の外国法曹認証要件は以下のウェブサイトを参照：<http://assets.justice.vic.gov.au/councillegal/resources/e2fe6369-034d-4104-a47a-4837f31479cd/interim+procedures+for+overseas+admissions+for+release.pdf> (last access on August 23, 2016)。<http://assets.justice.vic.gov.au/councillegal/resources/6d0a22e3-22aa-4a4b-9d9f-e2d9fd72a609/no+7+of+2016+conditional+admission.pdf> (Rule 10) (last access on August 23, 2016)。また、ニューサウスウェールズ州の法曹認証要件については以下のウェブサイトを参照：<http://www.legislation.nsw.gov.au/main/top/view/inforce/act+16a+2014+cd+0+N> (Section 20) (last access on August 23, 2016)。また、クィーンズランド州の法曹認証要件については以下のウェブサイトを参照：http://www.courts.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0011/449651/admissions-guidelines-3of2015.pdf (last access on August 23, 2016)。
- (23) ニューサウスウェールズ州で法学課程を有している大学は、シドニー大学、ニューサウスウェールズ大学、マッコリー大学、シドニー工科大学、ウロンゴン大学、ニューイングランド大学、サザンクロス大学、ニューキャッスル大学、ウエスタンシドニー大学、ノートルダム大学、オーストラリア・カトリック大学、Top Education Institute 大学の二二大学である。

- ある。いずれもLLB課程が中心であり、JD課程を優先してLLB課程を廃止した大学はない。See, *Future Prospects of Law Graduates: Report and Recommendations*, op. cit. (註15), Table 2 (p. 12) “Accredited Law Degrees in NSW”.
- (24) See, *Future Prospects of Law Graduates: Report and Recommendations*, op. cit. (註15), Table 3 (p. 13) “Number of Graduates Emerging from Universities in NSW” and Table 5 (p. 14) “Admission of Lawyers in NSW”.
- (25) See, *Future Prospects of Law Graduates: Report and Recommendations*, op. cit. (註15), Table 8 (p. 16).
- (26) 例えば、オーストラリアの五大事務所の1つであるクレイトン・ムック法律事務所の取り扱い業務を参照：http://www.claytonutz.com/area_of_law/expertise.page (last access on September 14, 2016).
- (27) 労働法分野でも、外国労働者の取り扱いなどの問題が増え、また家族法分野でも、多国間の相続問題や監護権、子の引き渡しなど、一筋縄ではないか問題が増えている。
- (28) オーストラリアの総人口は約二二〇〇万人だが、二〇一五年四月現在の法曹(Solicitor)数は六六二二一名である。日本の総人口が約一億二〇〇〇万人なのに、弁護士数が二〇一六年二月現在で三七七〇四名あることと比較すれば、弁護士間の競争の激しきは想像し難いであろう。See, the page of “Size of the Profession and Gender” in the *2014 Law Society National Profile: Final Report*, April 2015 (p. 2). It is available at: http://www.lawsociety.com.au/cs/groups/public/documents/internetcontent/1005660.pdf (last access on September 14, 2016).
- (29) 大学を取り巻く状況の変化を受けて、オーストラリアの三九の主要大学が加盟するUniversities Australiaが策定したアジェンダとして *A smarter Australia: an agenda for Australian higher education 2013-2016*を参照。
- (30) オーストラリアの文化多元主義については以下を参照：https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/settlement-and-multicultural-affairs/programs-policy/a-multicultural-australia/national-agenda-for-a-multicultural-australia/what-is-multiculturalism (last access on September 14, 2016).
- (31) http://careers.unimelb.edu.au/employers/student_statistics (last access on September 14, 2016). ただし、この情報によると、他の学部に比べ、法学専攻の留学生の割合は少ないことが言える。その理由としては、法学課程の入学条件(英語力テスト、既習の学部の成績、Law School Admission Test)がほかの課程に比べ厳しいからであると予想される。なお、留学生の出身国も記載されているが、課程別にはなっていない。

- (32) <https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings> (last access on September 14, 2016).
- (33) <http://www.topuniversities.com/university-rankings> (last access on February 9, 2016).
- (34) See, the Department of Industry, Innovation and Science, *Australian Innovation System Report 2015*. Available at : <http://www.industry.gov.au/Office-of-the-Chief-Economist/Publications/Documents/Australian-Innovation-System/Australian-Innovation-System-Report-2015.pdf> (last access on September 14, 2016).
- (35) 例えば、メルボルン大学の戦略的イノベーション： *Research at Melbourne: Ensuring excellence and impact to 2025* 参照。 Available at : http://research.unimelb.edu.au/_data/assets/pdf_file/0011/1665722/MelbUnResearchVision_Apr2013.pdf (last access on September 14, 2016).
- (36) See, Leon Wolff, *Litigiousness in Australia: Lessons from Comparative Law*, *Deakin Law Review*, Vol. 18, No.2 (2013) pp. 271-289.
- (37) See, Margaret Thornton, *The new knowledge economy and the transformation of the law discipline*, in *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 19 No. 2-3 (2012) pp. 265-281.
- (38) <https://handbook.unimelb.edu.au/view/current/MC-JURISD> (last access on September 14, 2016) (メルボルン大学の選択科目のリスト)。同様に、他の大学でもグローバル化に対応した科目を設定している所が多い。例えば、ラトロープ大学では、Global Business Law コースを大学院に設け、法学部生、同卒業生、他学部卒業生にグローバル化に対応した科目を提供している。 <http://www.latrobe.edu.au/courses/global-business-law/postgraduate> (last accessed on September 14, 2016).
- (39) 既に、インターンシップへの参加が単位化されている大学もいくつかある。マニーキン大学 (<http://www.deakin.edu.au/law/students/legal-internship> [last access on September 14, 2016])、オーストラリア国立大学 (<http://programsandcourses.anu.edu.au/course/LAWS4230> [last access on September 14, 2016])、西オーストラリア大学 (<http://www.law.uwa.edu.au/students/legal-qualifying-degree/internships/legal-internships> [last access on September 14, 2016]) がその例である。
- (40) 例えば、メルボルン大学のインターンシップ・プログラムについて : <http://law.unimelb.edu.au/students/id/>

- enrichment/pjlt/subjects/legal-internship (last access on September 14, 2016).
- (41) <http://programsandcourses.anu.edu.au/course/LAWS4230> (last access on September 14, 2016).
- (42) <http://www.monash.edu/law/about-us/legal/cle> (モナシト大学法律部部の臨床法務教育について) (last access on September 14, 2016). <http://www.monash.edu/law/about-us/legal/cle/juris-doctor-units> (モナシシユ大学における臨床法務教育の単位化について) (last access on September 14, 2016).
- (43) 例えは、Mooting (討議) の単位は、既に多くの大学で提供されてる。(例えは、タスマニア大学 (<http://www.utas.edu.au/courses/law/units/law455-mooting>) (last access on September 14, 2016))、シドニー大学 (<http://sydney.edu.au/courses/uos/LAWS5189>) (last access on September 14, 2016))、カーテン大学 (<http://handbook.curtin.edu.au/units/31317364.html>)。また、Mootコンベンション単位化されてるものとして、メルボルン大学の Jessup Moot (<https://handbook.unimelb.edu.au/view/2016/LAWS50042>) (last access on September 14, 2016))、オーストラリア国立大学の International Arbitration and Negotiation Moot Competition in Japan (<http://programsandcourses.anu.edu.au/course/LAWS4266>) (last access on September 14, 2016))、Jessup Moot (<http://programsandcourses.anu.edu.au/course/LAWS4010>) (last access on September 14, 2016)) 等がある。
- (44) 例えは、ヴィクトリア州では、メルボルン大学法律学生協会 (Melbourne University Law Students' Society) の主催で毎年大学対抗の模擬裁判のコンベンションが行われ、大学間の大会への参加を推奨している。http://mulss.com/competitions/competitions_overview (last access on September 14, 2016).
- (45) 複数専攻の呼称については Double Degree の他に、Dual Major や Dual Degree、Dual Major などの用語が用いられる。オーストラリアでは、一般的には Double Degree を呼ぶ。
- (46) 例えは、オーストラリア国立大学法律部部の Double Degree Program について：<http://www.latrrobe.edu.au/law/double-degrees> (last access on September 14, 2016).
- (47) See, the Health and Medical Law page at the website of the Melbourne Law School : <http://law.unimelb.edu.au/study/masters/specialist-legal-areas/health-and-medical-law> (last access on September 14, 2016).
- (48) See, the Business Law and Taxation page at the website of Monash Business School : <http://business.monash.edu/>

- programs/undergraduate-programs/study-areas/business-law-and-taxation (last access on September 14, 2016).
- (49) <http://law.unimelb.edu.au/about/history/expansion> (last access on September 14, 2016).
- (50) See the page of the Melbourne JD at the website of Melbourne Law School : <http://law.unimelb.edu.au/study/jd> (last access on September 14, 2016).
- (51) See the page of Juris Doctor at the website of the Faculty of Law of University of Western Australia : <http://www.law.uwa.edu.au/courses/juris-doctor-jd> (last access on September 14, 2016).
- (52) 日本組織内弁護士協会によれば、二〇一六年六月現在の企業内弁護士の数は一七〇七名である : <http://jila.jp/pdf/transition.pdf> (last access on September 14, 2016).
- (53) 国際化に対応する加算ペロメント (PDF) : http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/02/02/1366487_04.pdf (last access on September 14, 2016).
- (54) 例えば、二〇一六年五月現在の大阪大学法学部・大学院法学研究科の留学生数は八三名（うち国費留学一九名）である : <http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/about/data/international.html> (last access on September 14, 2016).
- (55) 大学対抗交渉ロレンスライシモン : <http://www.nego.com.jp/> (last access on September 14, 2016).